

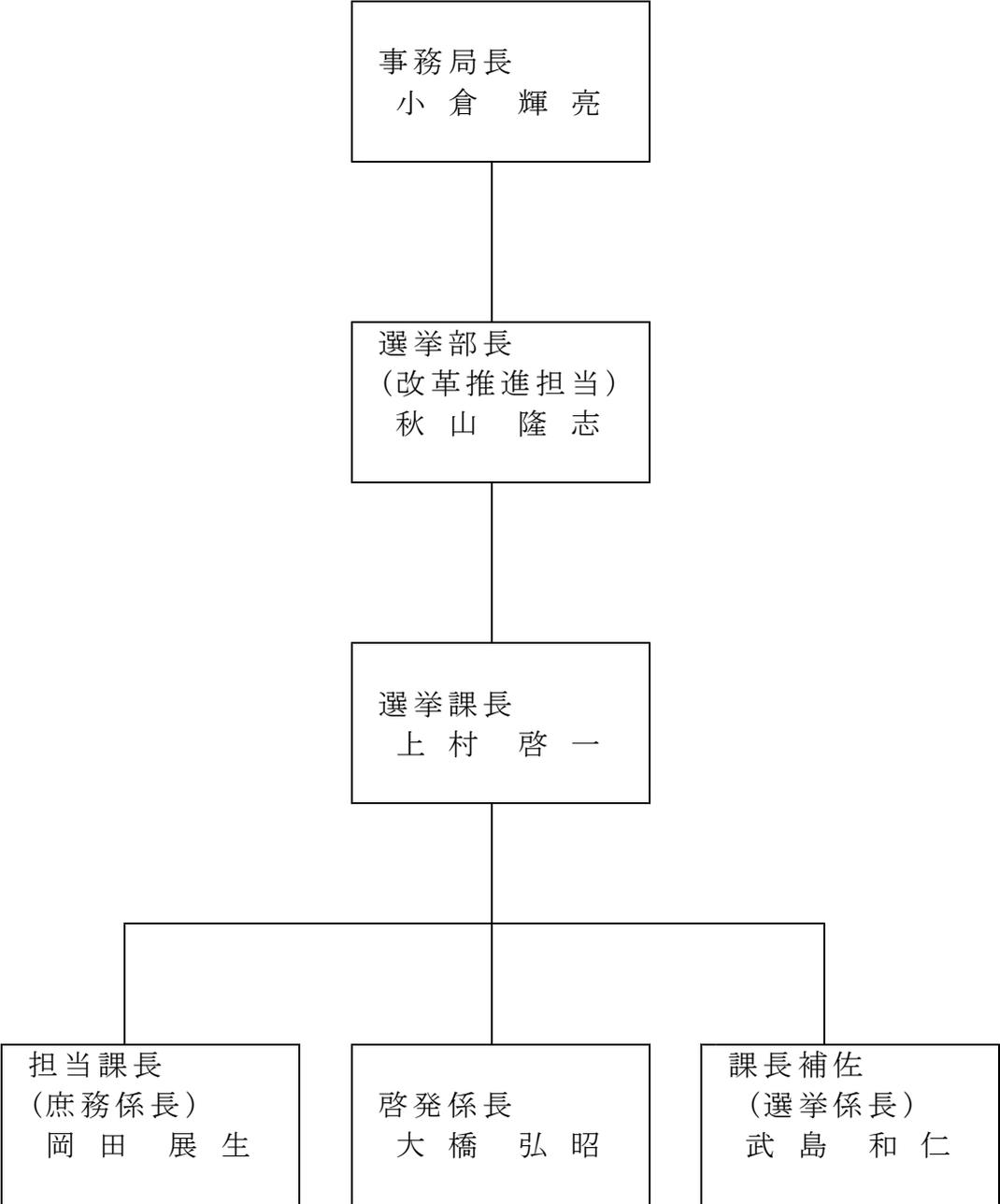
機 構 及 び 事 務 分 掌

(平成19年5月17日)

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局機構図

平成19年5月17日現在



選挙管理委員会事務局事務分掌

選挙課

庶務係

- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の人事及び文書に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 他の係の主管に属しないこと。

啓発係

- (1) 選挙思想の常時啓発に関すること。
- (2) 各種選挙時の啓発に関すること。

選挙係

- (1) 選挙管理委員会に関すること。
- (2) 委員会の議事に関すること。
- (3) 区選挙管理委員会に関すること。
- (4) 各種選挙の執行及び管理指導に関すること。
- (5) 直接請求事務に関すること。

平成19年度

予 算 説 明 書

選挙管理委員会事務局

目 次

平成 19 年度一般会計歳入予算説明	1
平成 19 年度一般会計歳出予算説明	2

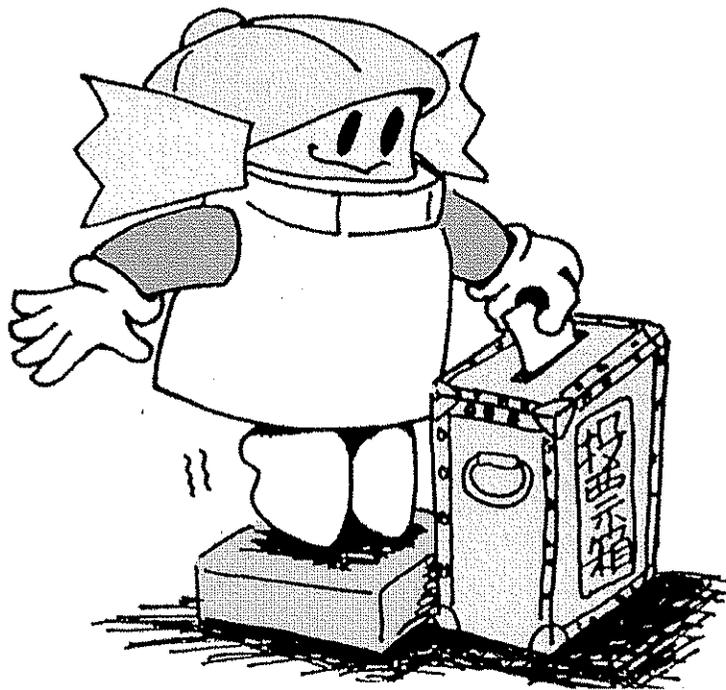
平成19年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
	千円	千円	千円		
17款 県 支 出 金	1,663,227	346,926	1,316,301		
2項 県 補 助 金	1,260	1,260	0		
1目 総 務 費 県 補 助 金	1,260	1,260	0		
(1) 明 る い 選 挙 推 進 費 金 交 付	1,260	1,260	0	明 る い 選 挙 推 進 に 対 す る 県 交 付 金	61
3項 県 委 託 金	1,661,967	345,666	1,316,301		
1目 総 務 費 県 委 託 金	1,661,967	345,666	1,316,301		
(4) 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 人 名 簿 金 調 製 費 委 託 金	25	25	0	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 委 員 選 挙 人 名 簿 調 製 費 に 対 す る 県 委 託 金	64
(5) 在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 調 製 費 委 託 金	2,365	2,408	△ 43	在 外 選 挙 人 名 簿 登 録 調 製 費 に 対 す る 県 委 託 金	64
(6) 統 一 地 方 選 挙 費 金 委 託	507,977	343,233	164,744	平 成 19 年 4 月 8 日 執 行 の 県 議 会 議 員 選 挙 及 び 県 知 事 選 挙 に 対 す る 県 委 託 金	64
(7) 参 議 院 議 員 選 挙 費 金 委 託	1,151,600	—	1,151,600	平 成 19 年 7 月 28 日 任 期 満 了 に 伴 う 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 に 対 す る 県 委 託 金	65
22款 諸 収 入	267	242	25		
5項 雑 入	267	242	25		
1目 総 務 費 雑 入	242	242	0		
(1) 広 告 料 収 入	242	242	0	新 有 権 者 向 け 選 挙 啓 発 冊 子 等 へ の 掲 載 広 告 料	80
14目 雑 入	25	—	25		
(2) 社 会 保 険 料 納 付 金	25	—	25	再 雇 用 嘱 託 員 社 会 保 険 料 本 人 負 担 分	86
歳 入 合 計	1,663,494	347,168	1,316,326		

平成19年度 一般会計歳出予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
	千円	千円	千円		
2款 総 務 費	3,095,916	1,427,704	1,668,212		
7項 選 挙 費	3,095,916	1,427,704	1,668,212		
1目 選 挙 管 理 費	922,810	737,440	185,370	<p style="text-align: right;">千円</p> (1) 市・区選挙管理委員及び職員に対する報酬・給料 856,101 (2) 運営費 26,941 (3) 選挙常時啓発費 22,772 (4) 明るい選挙推進事業費 16,996	111
2目 統 一 地 方 費	1,021,506	690,264	331,242	平成19年4月8日執行の市議会議員、県議会議員及び県知事選挙執行に要する経費	113
3目 参 議 院 議 員 費	1,151,600	—	1,151,600	平成19年7月28日任期満了に伴う参議院議員通常選挙執行に要する経費	113
歳 出 合 計	3,095,916	1,427,704	1,668,212		

平成19年度 運営方針



選挙のマスコット **イクット Jr.**

イクットちゃんは灯台。ミナト横浜の明日を照らす選挙と民主主義のマスコットです。

環境行動都市へ向け
ハマっ子が行動します！ **ヨコハマはG30**

選挙管理委員会事務局

基 本 目 標

選挙は、有権者が政治に参加する最も重要な機会であり、積極的な投票参加は、民主政治の健全な発展のために欠かすことのできないものであることを認識し、法令に基づき、選挙事務の管理執行を適正・円滑に行い、更に、投票しやすい環境づくり、明るい選挙・投票意識の高揚を積極的に推進します。

そのため、選管職員の人材育成を図り、区市選挙管理委員会が一体となって取り組んで参ります。

中長期的な取り組み

- 1 市民の信頼にこたえる選挙の適正・円滑な管理執行
- 2 IT化など有権者に利用しやすい投票環境の整備
- 3 投票参加を高める効果的な啓発活動の推進
- 4 市民による明るい選挙推進運動の充実強化

選挙の管理執行等における状況

1 選挙の適正かつ円滑な執行

選挙は法令の規定に従い、時間的制約の下に実施される、集合的行為であり、やり直しがきかない極めて厳しい事務であり、近年の相次ぐ法改正への対応などその管理執行は一層難しいものとなっています。このような状況の中で、法改正への的確な対応が求められています。

- ①期日前投票制度、②郵便投票制度の拡充、③選挙人名簿の閲覧制度の改正、④首長の選挙運動用ビラの解禁、⑤在外投票制度の選挙区選挙への拡大、⑥国外・南極派遣者等への不在者投票制度の拡大（⑤⑥は7月参議院選挙から適用）

2 投票しやすい環境の整備など

投票事務の円滑・適正な執行を確保しつつ、障害者へのバリアフリーの推進を進める等、更なる投票環境の整備が求められています。

- ①投票所名簿照合システムの安定稼働や「投票のご案内」封筒等の充実
- ②選挙公報の点字化や録音版発行の要望

また、最近においては、開票事務について、正確性に加え、迅速化が求められています。

3 低い投票率

本市の各種選挙の投票率は、衆議院選挙においては全国平均を上回り、他の選挙は全国平均に近づいてますが、依然として低い状況にあります。

平成19年4月に統一地方選挙が執行されましたが、その投票率は前回は若干下回りました。また、12年一度、統一地方選挙と同じ年に行われる参議院選挙の投票率は特に低い傾向にあり（いわゆる亥年現象）、平成7年に行われた同選挙では41.59%と、横浜市で行われた参議院選挙では過去最低となっています。

<最近の投票率>

統一	H15年：49.50%	H19年：48.20%（前回比▲1.3）
参議院	H13年：56.80%	H16年：55.65%（前回比▲1.15）

4 新制度の創設

裁判員制度（平成21年度執行）に向け、候補者予定者選定の抽出システムを平成19年度に構築する必要があります。

また、第166国会において、国民投票法が成立しました。

重点推進施策

基本目標と現状とを踏まえ、時代の変化やニーズを敏感に受け止め、

- 1 統一地方選挙・参議院選挙を通じ、選挙事務全般（執行管理・開票の迅速化・障害者のバリアフリー等）について、区選挙管理委員会と一体となったプロジェクトを立ち上げ、情報共有を図り点検・検討・改善等を行ってまいります。
- 2 開票事務の迅速化も考慮し、4月の統一地方選挙、7月の参議院選挙にむけ事業の展開を図ります。
- 3 区・県・指定都市選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会、警察等の関係機関や地域団体と十分に連携・コミュニケーションを図ってまいります。

1 有権者の利便性の向上

- (1) 統一地方選挙・参議院選挙の振り返りを踏まえた選挙事務の点検・改善
4月の統一地方選挙、7月の参議院選挙の振り返りを行い、区市選管が一体となり開票事務の改善、などのプロジェクトを立ち上げ、選挙事務の点検・検討・改善を行います。
- (2) 投票所名簿照合システムの安定稼働と「投票のご案内」の封筒や同封するチラシ等の内容充実
受付時間の短縮、個人情報の保護等を図るなど有権者の利便性向上のため、今回の統一地方選挙から全投票所で実施する投票所名簿照合システムの安定稼働を図っていきます。
「投票のご案内」等の見やすさ、わかりやすさを一層充実させていきます。
- (3) 障害者のバリアフリー
引き続き段差は正スロープの設置を進めつつ、障害者に対する選挙情報の提供方法として、ボランティア団体が一部実施している選挙公報の点字化や録音版の作成の拡大を検討します。

2 統一地方選挙、参議院選挙の適正・円滑な執行

- (1) 万全な選挙執行態勢づくり
4月の統一地方選挙を適正・円滑に執行し、7月の参議院選挙に向けて、統一地方選挙の点検・改善を生かし、区市選管が一体となって適正・円滑な執行に努めます。
- (2) 市民の関心を高める効果的な選挙啓発の実施
県選挙管理委員会とも連携を取りながら、区市が一体となって街頭啓発や啓発ポスターの掲出など、有権者の生活導線を重視した効果的な啓発事業を実施します。
- (3) 臨時期日前投票所の周知
各世帯に郵送される「投票のご案内」に同封する啓発チラシをはじめ、ゴミ収集車の放送、街頭啓発で配布するポケットティッシュなどを利用して期日前投票の制度や場所等の周知を図ります。
- (4) 個人情報の保護の徹底
選挙に係る個人情報の保護の一層の徹底を図ります。特に、病院等不在者投票施設への投票用紙の発送の際のダブルチェックの徹底など、誤発送の防止を図ります。
- (5) 職員の力を存分に発揮
区市選管職員の公職選挙法への理解を深め、職員の創意工夫による適正・円滑な事務執行に努めます。統一地方選挙に連続して実施される参議院選挙についても、万全の体制で臨みます。

3 投票率の向上と明るい選挙の推進に向けた啓発活動の実施

- (1) 統一地方選挙・参議院選挙の振り返りを踏まえた啓発事業の検討・改善
統一地方選挙後に「投票参加状況調査」を実施し、その分析等を通して、効果的な啓発手法の検討・改善を行います。
- (2) 若年層を対象とした中・長期的な啓発の取り組み
将来の有権者を含む若年層の選挙・政治への関心を高めるため、大学と区市選管で研究会を立ち上げ、中・長期的展望にたった啓発手法の取り組みを行います。
- (3) 区市選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の連携強化
区市選管と明推協の連携のもと、地域の独自性や若年層も取り込んだせんきよフォーラム等の啓発活動を実施します。

4 新制度への準備

裁判員制度

平成 21 年度から実施される裁判員制度に向け、20 年度には裁判員候補者予定者（市内で約 1 万人）の名簿調製を行う必要があります。このため 19 年度には新たな名簿抽出のシステム構築の準備を各区選管と連携して行います。

なお、今後、国民投票制度については、名簿調製などの検討が必要となります。

図1《統一地方選挙(市議会議員)の投票率の推移》

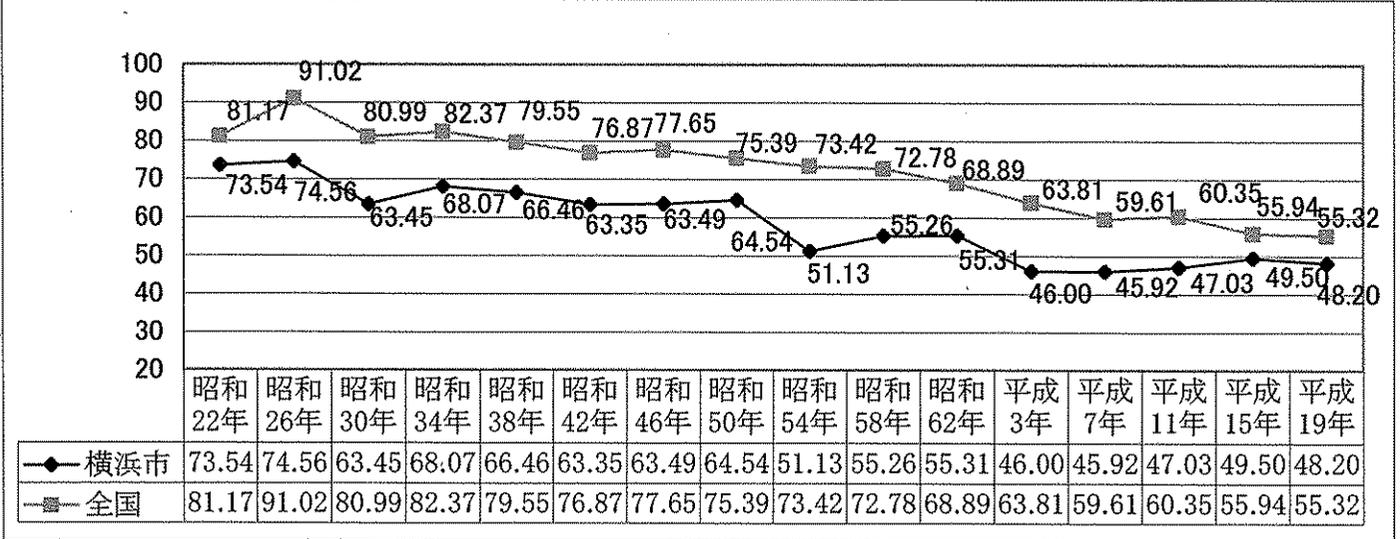
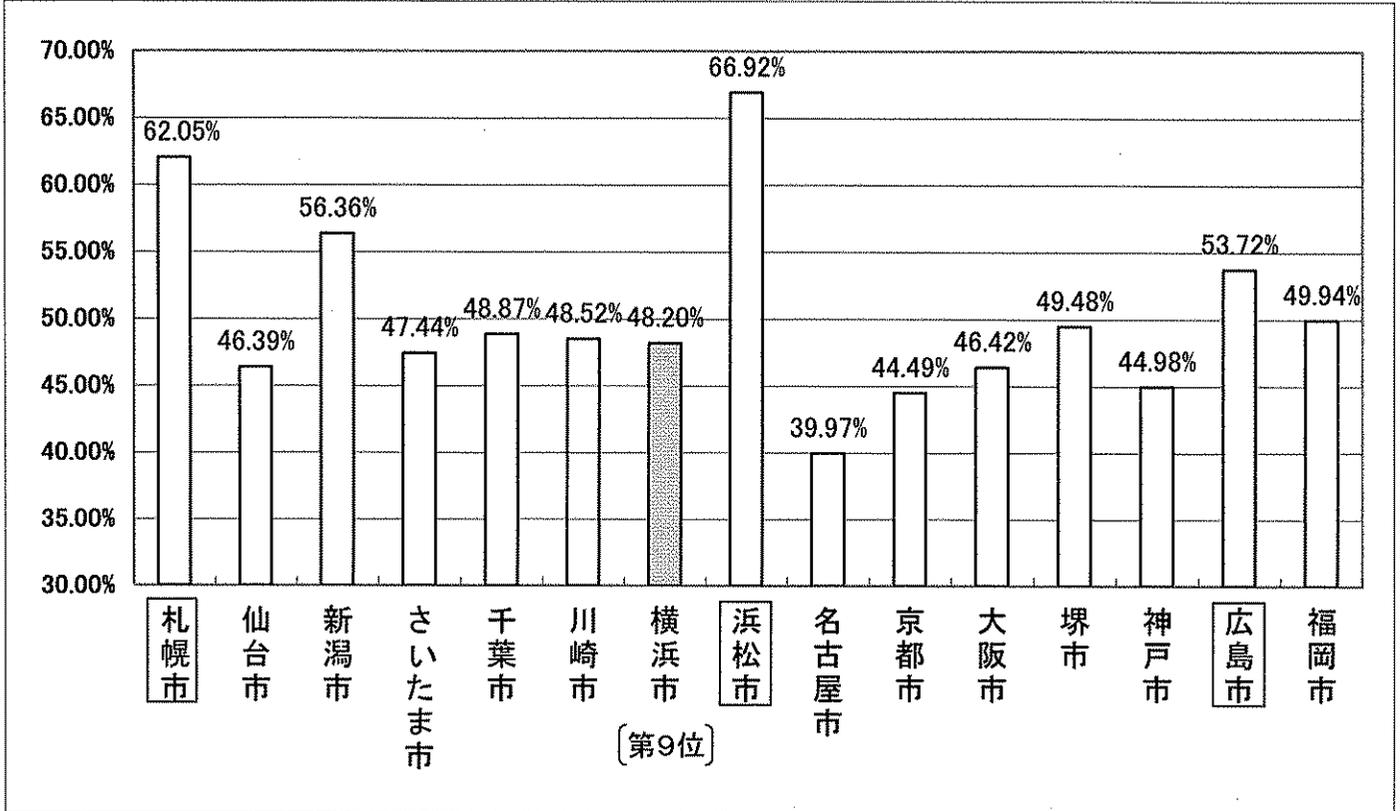


図2《政令指定都市・統一地方選挙(市議会議員)の投票率》



* □ は、市長選挙が同時に執行された指定都市です。

* 北九州市と静岡市の市議会議員選挙は、統一地方選挙から外れています。

北九州市(平成17年1月30日):投票率49.35% 静岡市(平成17年3月27日):投票率53.35%